

第百五十四回
国会

参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第七号

平成十四年七月十七日(水曜日)

午前十時開会

委員の異動

七月十六日

補欠選任

高嶋 良充君

森本 晃司君

七月十七日

補欠選任

大江 康弘君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

查掛 哲男君

木村 仁君

松村 龍二君

矢野 哲朗君

小川 勝也君

佐藤 道夫君

山本 保君

池田 幹幸君

委員

阿南 一成君

愛知 治郎君

有村 治子君

泉 信也君

金田 勝年君

清水 達雄君

段本 幸男君

中島 真人君

藤井 基之君

三浦 一水君

森元 恒雄君

政府参考人

総務省自治行政
局選挙部長 大竹 邦実君
法務省刑事局長 古田 佑紀君

本日の会議に付した案件

○公職にある者等のあつせん行為による利得等の
処罰に関する法律の一部を改正する法律案(衆
議院提出)

○公職にある者等のあつせん行為による利得等の
処罰に関する法律の一部を改正する法律案(江
田五月君外四名発議)

○委員長(查掛哲男君) ただいまから政治倫理の
確立及び選挙制度に関する特別委員会を開会いた
します。

まず、委員の異動について御報告いたします。
昨日、高嶋良充君及び森本晃司君が委員を辞任
され、その補欠として和田ひろ子君及び日笠勝之
君が選任されました。

○委員長(查掛哲男君) 公職にある者等のあつせ
ん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を
改正する法律案(衆第一六号)及び公職にある者等
のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律
の一部を改正する法律案(参第一七号)の両案を一
括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○梁瀬進君 あつせん利得処罰法案も、どうも思
いのほか早く大詰めを迎えてしまったようござ
いまして、もっとやりたかったなという気分でご
ざいますけれども、どうも修正協議が与野党間で
私どもの期待どおりにはまいらずに、大きくとん
ざをしたという話を承っております。

いうふうなことになる、修正は事実上できなかつ
たということございまして、その辺の経過ある
いは思ひ等を含めて、まず野党の方から御答弁
いただきたいと思ひます。

○委員以外の議員(江田五月君) 与党の改正案に
対して衆議院段階で、そして参議院に参りまし
ても、私ども野党四会派一致して別の改正案を出
しをいたしました。

与党のものに対して私どもの方は、もう水も漏
らさぬと、そういう厳しい対案を出したわけでご
ざいまして、しかしこれは、これまでも繰り返
申し上げてきましたとおり、このとおりでなき
ならぬと、もちろん我々のものが最善だと思ひま
すが、このとおりでなきならぬというよりも、
むしろ、もっと厳しいところまでとつと野党合意
を何とか作りたいと、こんな思ひで提案をしてま
いりました。衆議院では、この修正の協議とい
うものは、それ自体がなかなか進まないというこ
とで参議院に参りましたが、参議院で何としても修
正の話し合いをしたいというのが私たちの強い思
ひでございます。

先週十二日、質疑が終わりまして、理事会の合
意をいただいて查掛委員長に御苦労をお願いを
し、与野党の筆頭理事、そして与野党の筆頭提出
者保利議員と、私、野党案の筆頭提出者と五人で
協議をいたしました。なかなか与野党の方は修正は
難しいということですが、不可能に近いという言
葉でございまして、近いということに何かない
のかと、こういうことで検討をいただきました。
その夕方遅くなって与野党の方から提案がござい
ました。それは、与野党全会派そろって、附則に一
条を加えて見直しを入ると、三年後なら三年後
のですね、こういう提案が参りました。さらに、
附帯決議などでその見直しの方向性は示すと
いったこともあったようでございます。

私どもも、これを直ちに、そんなことではないという態度は取らずに、野党の中で真剣に議論をしてまいりました。しかし、やはり今の政治と金の現状、それに対する国民の怒り、そういうものを考えたときに、朝令暮改ではないなどという参考人の皆さんのお話などもございまして、三年後の見直しというだけで全野党がそろって共同修正をするというのはやはりちょっと無理がある。

さらにまた、衆議院の段階では、このあっせん利得処罰法の関係のほかに、政治資金規正法との関係ですね、公共事業受注業者からの政治献金禁止などを含む。こうしたものが全体としてテーマになっていて、このあっせん利得の関係だけで、しかも附則の修正で、衆議院にこれ戻さなきゃなりませんが、衆議院に戻して全野党も賛成しろというところまで、これはやはり私どもが言うのは無理があるということで、野党間、鳩首協議をいたしまして、この与党の提案では合意することはできない。これまでの経過から、更に与党にもっと突っ込んだ修正案を提出を願いたいところですが、現実問題として、それは与党の立場としても、私ども声を荒げて言っても無理があるだろうということ、修正の協議は決裂という決断をせざるを得ないということになりまして、大変残念に思っております。

○築瀬進君 不可能に近いの、近いというよりも不可能というふうに力点を置かれていたのかなというところのようございいます。

ということとは、与党の皆さんとしては、今国会で大変いろいろな不祥事が我が国会を襲いました。そして、国民全体の国政への信頼、これも正に地に落ちる異常国会であったわけございいます。その結果としてこの法改正に及んだわけございいますから、与党としては、この法改正で今後多くのスキャンダルも防止できる、このようにお考えになっているのかなと、こう断ぜざるを得ません。私どもはそれでは不十分だと思っております。

しかも、今回、参考人のお三方がそれぞれ口をそろえて、これでは不十分であると言った点が何点かございしました。例えば、土本参考人は、いわゆる権限に基づいた影響力行使というの要件は絶対的に削除すべきである、これ非常に強い口調で言っております。この点は、もう一人の法律専門家であり参考人の板倉参考人も一致をいまして、全参考人が、とにかく、権限に基づいて影響力の行使というその要件を残しておけば抜け道は幾らでもできますよというふうなことに一致をしておる。

でありますから、野党としても、せめてこれぐらいの削除は是非ともしてほしいと、こういうふうに願っております。参考人が一致してこのようない陳述をされていたわけございしますので、それを与党の方としても大変尊重して修正に当たっていただけるのかなと大変期待をいたしておったわけでありまして、それがなぜ修正できなかったのか。

また、併せて、この今回の法改正、言うならば公設秘書を私設秘書に拡大をした、犯罪の主体を拡大をしたと、これだけで今後のスキャンダルをかなり強力に防止するという自信がもたれるのか。与党の法案担当者に答弁を求めます。

○衆議院議員(保利耕輔君) 修正の問題につきましては、先ほど江田議員からお話があったとおりでございますが、私の認識と多少違うところが、ずれているところがございますけれども、おおむね江田先生の言われたことのとおりでございます。

そこで、この与党の提案で今後政治不信を解消することができるとか、あるいは口利きビジネスというのがなくなる可能性が高いのかという御指摘でございますが、私は非常にこの今度のいわゆる国会議員の私設秘書に適用範囲を拡大しましたことというのは大きなインパクトを与えるものだと思っております。

と申しますのは、御承知のように、国会議員の公設秘書は三名でございますが、三名の枠がござ

います。その上に、特に自民党、我が党の議員などは十名以上の私設秘書を持っておるといふ例があるわけございまして、非常に広い範囲にこの法が適用されるということを考えまして、また国会議員というものが非常に費用も掛かります。それから資金の需要も多い、そのために資金を一生懸命集めなければならぬということもありまして、その担当しておりますのは多くは私設秘書がやっていると、そういうこともありますので、そういう意味からいって、その私設秘書のところはこのあっせん利得の処罰法を適用するということは非常に大きな意味があると、私はそう考えております。

○築瀬進君 もう一点、土本参考人が前回の参考人の陳述、一番最後の部分でこう申されております。「行政への口利きこそ政治家の仕事だ」という日本の政治の常識を転換させることを目指して本改正作業が進められるべきものと考えております。」と、このように土本さんはおっしゃられて

いる。今回の野党の求めを拒絶をなさって私設秘書の点だけの法改正にとどめる、それによってこの政治家、口利きが常識だよという日本の政治の常識を根本から変えさせることができるかと考えになっていきます。

○衆議院議員(保利耕輔君) 私は、政治家の本来の仕事が口利きのみであるという考え方には同調はできないと思っております。私どもはあくまでも立法府において日本国民が従うべき法律を作っていくということが第一義でございまして、そのためには国民の声も聞かなければならないということだと思っております。

また、口利きというふうに申しますが、それでは行政府に対して立法府にある人間が何も言わなくていいのか、黙っていて選挙で選ばれた人間としての役割が果たせるのかという、やはり所与の意見、国民の声を代表した意見というのは行政府に伝えていくという、そういう使命は持っているというふうな考えております。口利きとそう

いう意見具申ということとの間の接点というのは非常に難しいところがあると思っております。私どもはそこに倫理性というものもつきまねながら、公益のために頑張っていかなきゃならぬ、場合によっては意見具申をきちんとしなきゃいかぬ、私益のために口利きをするということには厳に慎まなければならぬというような気持ちでおるわけでございます。そのようなことを申し上げさせていただきます。

○築瀬進君 議事録は後で法案を適用する際に大変参考になる資料でございますので、私も一回確認だけさせていただきます。

今回の参考人の指摘、また野党の八点にわたる修正の指摘、それを全部拒否なさって私設秘書にだけ拡大をするということで、今後の口利き政治についての強力な防圧としては十分であると、こういうふうにお感じになっているかどうか、イエス、ノーで答えてください。

○衆議院議員(保利耕輔君) イエス、ノーとだけ申し上げますと誤解を生じますから若干のコメントをさせていただきますが、今度のあっせん利得処罰法が改正案ができました場合には、私は、相当大きなインパクトがある、そして口利き、いわゆる国会議員の口利きによる利益、利得、そういうものが極めて厳しく制約されるというふうなことをおぼえて、そういう意味ではイエスと申し上げておきたいと思っております。

○築瀬進君 保利議員は大変率直なお人柄でございますので、今古をお出しになっておりますけれども、内心の不安というふうなものが表れていたのかなというふうな感じを持っております。正直な答弁というよりも対応をありがとうございます。

さて、私は、この際野党の我々も願ったのは、もう日本の国会、スキャンダルで、それで予算委員会が止まったり、また逮捕者が出たりと、こういうふうなことをもうこの辺できっぱりと断ち切らない限りは国民から国会は見捨てられる、こう

いうやっぱり危機感、みんな持つべきなんではないでしょうか。

そういう観点で考えてみますと、私はこの日本において権力犯罪を防止する全体的なシステムが極めて不備であると、こういうことを言わざるを得ないわけであります。今、皆さんのお手元に図表を、この「権力犯罪についての刑罰体系」と、(資料を示す)これを名付けたのは私が初めてかもしれないけれども、やっぱりこういうふうなシステムのきつちりと権力にある者の犯罪を防止をするシステムを我が国が持っている、これを全体的に構築するということを考えていく必要があるんじゃないのかなと。そこで、この刑罰体系というようにことをちょっとピラミッド型で出させていただきました。

刑法二十五章の汚職の罪、昔はこれ流職と言われました、職を汚すと。そういう罪が特に公職にある議員の關係で該当されるような条文をずっと下にとめてみますと、単純収賄罪からあつせん収賄罪まで七つございます。しかし、現在の日本の法体系における公職にある者の議員についての犯罪、それについての刑罰というのはこれしかないんですよ、実質犯としては。あとあるのは、そのピラミッド型の下にある公職選挙法とか政治資金規正法とか、この形式犯になつてしまふ。その間にあるものを埋めるのがこのあつせん利得処罰法なのかなと。

でありますから、このあつせん利得処罰法の今度の改正論議で、我々野党は抜本的な改正を求める。しかも、このあつせん利得処罰法の保護法益が、公職にある者の廉潔性というふうなことで、どうも収賄罪と違ふ法益だと、こういうふうな構成をされていまいけれども、実際は同じである。このような権力犯罪についての刑罰体系の刑法のみにこれが集約をされている部分を更に広げて、このことによつて全体的な議員の犯罪といひますか、権力犯罪を防止する、そういう刑罰体系を作ろうという、この第一歩なんではないのかなと。

私も野党の、今回例えば、財産上の利益じゃなくて、これを賄賂と構成すべきだと、というのは、正にそういうことなんですよ。頂点に刑法がある。しかし、そのすそ野にあって、今までお目こぼしになつていた部分についてまきちゃんとチェックできる、それがあつせん利得処罰法、実質犯として。これ、土本参考人は形式犯と言つていますけれども、私もこれは実質犯としてとらえて、言うならば刑法規定の不十分性をあつせん利得処罰法がしっかりとつめて、ここに言う実質犯から形式犯に至るまきんとしたピラミッドをもつて日本の権力犯罪について今国会で全部これをストップ化する、それが今回の法改正の意味なんではないのかなと、私もこのように考えておるんですけれども。

この権力犯罪を防止する全体的なシステム構築の必要性について、与党担当者のお考えを聞かせていただきたい。

○衆議院議員(町村信孝君) 大変難しいお尋ねでありまして、にわかには申し上げられませんが、できるかどうか自信はありませんけれども、前提として、とにかく刑罰体系を整えればこうした問題が起きなくなるだろうと、一つのそれは、先生、弁護士御出身のそういうアプローチというのの否定はいたしません。

しかし、その前提として、権力といひましようか、政官あるいは業、そうした関係の中で、特に政とか官という立場にある者のやはり意識の問題といひましようか、私も国会議員であれば政治倫理綱領というもので、まず意識の面から自分たちの行動をきつちり律していこうというものもあるし、それをまた裏付ける行為規範というものを持つております。

そういうこともやっぱり非常に重要であつて、そうでないと、いかなる法律があつたとしても、必ずそれをかいくぐらうというのは世の中で見ればしばしばあることであります。したがつて、まず我々国会議員の立場からすれば、一人一人がそういう意識をしつかり持つことという前提の上に

立つてこうした刑罰というものを考えていく必要があるだろうと、こう思つております。

そして、この先生のおまとめになる実質犯、形式犯というところ、別にこれを私は否定するものではないけれども、しかし、それぞれについて、これだけではないで済むにいろいろな法律もございます。例えば、公共工事入札契約適正化法というのが昨年、官の入札のより良い改善といひましようか、透明性、公正競争という立場のものもできておりますし、官から業への談合関与を防止するという意味での官製談合防止法案というのもこの国会で今議論をされているということでございます。そのようなことで、いろいろな法律が相まってこうした官あるいは政の犯罪というものを防止していくというアプローチが必要なんだろうと思ひます。

したがつて、このあつせん利得処罰法をある部分改正したから、これでもうすべて一切のことが片付くかといへばやっぱりそうではなくて、私としては、そうした総合的なアプローチによつて、議員言われるところの権力者の犯罪というものに對して法律的にも適切に對応していくということが求められているのではないだろうか、このように考えております。

○築瀬進君 今日質問をするということで、昨日も早く寝た方が頭もすっきりしていい質問ができるのかなんて思つていたんです。夜寝ました。しかし、なかなか、いろいろなことが頭の中によみがえつてきて簡単に寝られません。いや、なぜこんな日本の政治と金の問題といひますか、こういうスキヤンダルというふうなものが日常茶飯事に起きているのかなと。

私にとつては、例えば、保利議員もそれから町村議員も、かつての自民党時代の政治改革本部で薫陶を受けた先輩でもございます。そのときも、やっぱりあのリクルートの問題で悩んでおりました。何でこのかな、構造的な原因が私にはあるのではないのかなと、日本にもまた特有な部分があるのではないのかなと。

私は、それがどうも議院内閣制度における、今、与党の方でも政と官の在り方について御検討をなさつておりますけれども、正にその議院内閣制度、立法院と行政府が、例えば刑法の規定の適用では立法と行政府、分かれるんですよ。

というのは、刑法は流職罪ですから、職務ですから、これは公務員にある者、大臣にある者に対する規制なんです。ところが、日本は議院内閣制でありますから、大臣が行政の最高権力者かと思ひますと、実は議院内閣制の中ではそうならないという実態があるわけですよ。

例えば、これは質問、お答えを求めるつもりはありませんけれども、鈴木宗男さんの問題が正にそうじゃありませんか。彼は外務省に籍を置いていない方でありました。しかし、外務大臣よりも外務省の皆さんに對しては強い権限を発揮できるポジションに置かれていた。しかし彼は、職務権限はそういう意味ではありません。

また、この前の防衛庁のあのリストの問題、中谷防衛庁長官は三十八ページの報告書で結構だといふことで、総理官邸にもそれを報告をしてこれによつてと言つていながら、その後、与党の防衛族の大ボスと言われている幹事長の一言によつて、もう防衛庁の幹部職員が三十八ページを簡単に四ページにダウンサイズする。これは現職の防衛庁長官よりも強い権限を発揮する、元防衛庁長官で今は職務にない人が發揮をしている。

正に、議院内閣制といひましようか、刑法の規定は職務を前提にしているという形になると、刑法はむしろ行政と国会を画然と分けているところの中で処罰を絞つていられるんです。しかし私は、そういう意味では、この職務云々で犯罪の成否を分けるというのはむしろ議院内閣制にはふさわしくないような権力者の犯罪抑圧システムなのではないのかなと、こういうふうな思ひを言つておきたいんです。

正に、議院内閣制で立法院と行政府が共同である場合には、権限のあるなし、表の権限よりも裏の権限によつて行政が動かされているということ

がむしろ実態的になっている。その中で犯罪が起ったときには、そのときに限っては職務にある者しか問われないという形になると、永遠にこれは逃げちゃうじゃないですか、実際の権限を持つ人は。正に、議院内閣制の中における権力犯罪のシステムはその点が非常に不備であると、こういうふうには指摘せざるを得ないんですね。

正に、だから今回のあっせん利得処罰法案でも、ここでも今度は権限、これは議員の権限というところでありますけれども、やっぱりその権限のあるなしというふうな形で、実態とは別のところでの犯罪の成否が決まるような具合になっている。これではいつまでも本当の意味での権力犯罪に対するチェックというのはできないのではないのかなと。

だから、そういう意味でも、野党の我々は、まずは請託とかあるいは権限に基づく影響力の行使とか、こういうようなものは削除すべきだと。正に、今の日本の行政実態、政治実態に合った犯罪防止システムはそこにポイントがあると我々は考えている。

だから、参考人の土本さんのような最高検察庁の検事であった人も、私は本当はあの方は政府寄りの、与党寄りの御発言をなさるのかなんというふうになんと想像していたら、全く違いました。職務権限、権限に基づく影響力の行使、これを残しておくかどうかと、彼はさっぱりそのことを指摘した。

言うならば、私は日本の権力犯罪をこれからチェックをするシステムとして一番主眼に置かなければならないのは、表の権限のないところで実際に影響力を行使し得る、そういう人たちの行動をどうチェックするのかと、そういう人たちの倫理をどういうふうな確保するのかと、その部分が一番ポイントではないのかなと思っております。

○衆議院議員（町村信孝君） 与党の見解と言われども、これは別に自民党の公式見解をここで直ちに述べたわけじゃございませんで、すぐれて提案者としての意見ということでお聞きをいただければと思いますけれども、委員言われたこの議院内閣制における政と官の関係をどう考えたらいいかというの、大変大きな重要なかつ難しい問題だなと、こう思っております。

今、政と官の関係で、昨日ですか、内閣の方も申合せをしたと、与党側も与党三党でそうした申合せをしている。そのエッセンスの一つは、ちょっと表現は違いますが、要は個別の案件に政が官に対して介入しない、一言で言えばそういうことだろうと。まして、その裏で何か財産上の利益を得るようなことがあってはもろろんならないのは当然のことですが、そういうところなんだろうと、こう思っております。

ただ、議院内閣制における政府・与党一体ということ、これはこれでまた大切なポイントなのではないかと私は思っています。これ、常に政府と与党が一体でないという、議院内閣制の下で政府が出した法案が、例えば極端な話、与党によって否決をされるという事態が正常な事態だとは思えない。それはやはり、そこに一体感、意見のすり合わせというものがあってもしかるべきです。そうすると、その意見のすり合わせの過程で、今、議員の言葉をおかりすれば、裏の権限とか裏の影響力という言葉が確かに出てくるかもしれない。

私はこれ、一つの政策分野あるいは政策全般でもいいのかもしれないけれども、いかなる国においてもその分野に大変熟達した、専門家とでも言いましょうか、それがおります。議院内閣制でないアメリカの大統領制の下でも、よく言われているように、アメリカの外交委員長というのはそれこそ国務長官以上に影響力を持っているとか、そういう実態もあるわけでありまして、常にか、その分野の、名実ともに本当に見識のある方の意見が政策に反映されること自体を否定してしまふと、議員そのものが一体何をもって政治家として活動しているかと。たまたま閣内にいればそれ

は権限を行使できるが、閣外にあると一切のそういうことについて意見を發揮する場がないというの、またおかしいことなんだろうと私は思っています。

そして、イギリス型のように大量に閣内に入る、大臣に、正式な名称は分かりませんが、副大臣とか政務官と言った方が閣内に入る。このイギリスでは百名を超える人たちが閣内に入る。これも一つの政と官の在り方を、どういふんでしょ、うか、形付ける一つの方法なんだろうけれども、果たしてそれが今の日本でいいことかどうか、これももう少し細かな吟味が要するんではないかと思っております。

したがって、まあまあたお答えになっていなくて恐縮でありますけれども、やはり日本型の政と官の在り方というのをこれから我々ともに模索をしていくということが必要なんだろうと思っております。その中で、そういう日本型の政と官の在り方の中で想定される犯罪というもののに対してどう対応していくのかということを今後とも検討していかなければならないんではないかと、こう思っております。

○築瀬進君 前回の私どもの千葉さんの質問に町村さんのお答えになつていてる部分がございます。「政界における地位、役職等に基づく権限は、公職にある者が法令に基づいて有する職務権限に直接該当いたしません」と言いつつも、「国会議員である政党の役員が影響力を行使して公務員に対してあっせんをする場合を考えたときに、政党の役員としての影響力の行使だけではなくて、国会議員としての権限に基づく影響力の行使を含むものが通常であろうということになるわけでありまして」と、ちょっと若干回りくどい言い方ではあるんですけども、場合によっては、具体的な権限、影響力の行使というふうなものがかんり広範に認定をされない限り、この法律の意味がなくなるというのを町村さん御自身も御認識なさっているのかなと、こういうふうな思ふんですが、いかがですか。端的に。

○衆議院議員（町村信孝君） 幾たびかお答えを申し上げておりますが、国会議員としての権限は、議案を決議したり、修正動議を出したり、表決したり、委員会における質疑等というのがある。それに加えて、党の役員、例えば党の幹事長というのになりますと、他の国会議員への影響力も持つ。そういう意味での政党役員としての権限がある。しかし、ここで言う権限というのは、あくまでも国会議員としての権限ということが中心であらうかなと、こう思つて、回りくどいような答弁をしたところでございます。

○築瀬進君 時間も限られてまいりましたので、お手元にも一枚図表を配らせていただいております。

刑法百九十七条の四のあっせん収賄罪と公職者あっせん利得罪、今回のもの、いわゆる議員関係ということで秘書は除いてありますが、この二つの比較を表として出させていただきました。

先ほど申し上げたように、土本参考人は、これは形式犯的にとらえるべきだと思っておりますけれども、むしろ私どもの考え方としては、公職者あっせん利得罪というのは収賄罪につながる、そういう意味では罪質的に極めて近接をしているものであると、こういうふうな認識をいたしております。この図表的に示してみますと極めてその関係がよく分かります。状況が悪くなつていきますと、公職になった場合はこれはあっせん収賄罪になるけれども、公職に就く前のものというのはあっせん利得罪だと、こういうふうな見方も可能だと思っております。

そういう意味では、今後の立法というふうなことで、参考人も指摘をしておいたのは何点かあるんですけども、要求、收受、約束で、あっせん収賄罪は全部これを態様に入れているんだけれども、收受だけ取って要求、約束を除いている。これは余り意味がないんじゃないのかなと、犯罪として制定する意味がないんじゃないのかなというの一点。それから、報酬のところで、財産上の利益というふうなことで縛りを掛けているとい

うようなものも問題だと思ふし、それから契約、行政処分という、そのあつせん内容についてもかなり明瞭な縛りをつけておるといふ点も問題だらうと思ふんです。

やっぱ私は、憲法四十九条で国会議員には歳費を認められているんですよ。歳費とはどういう意味かと、もう一回国会議員として真摯に考えるべきなんです。与党の皆さんはよく答弁の中で、政治活動の自由だと、だから物によっては報酬をもらつてもいい、こういうふうな聞き方もできるわけですよ。しかし、憲法四十九条は、国会議員の活動でいろいろと費用も掛かるだらうと、そういうものに対しては歳費で報いている。これが憲法の考え方でありまして、政治向きの活動について、その余の報酬を取るといふことは憲法自体はこれは予定していないんですよ。

だから、私は、そういう意味では、正に野党的ように、あつせん行為の対価として報酬をもらつたら、もうそれ自体で問題だといふふうな、そういう考え方が必要なのかなとも考えておるところでございます。是非ともそういう意味では、先ほどしつこく、今回の見直しでまじないといふふうなことになつてしまつたわけですから、だからそれは言いつつも、先ほど保利さんは舌を出していらつしたんで、これはそれは簡単にいかないぞとお思ひになっているのかなと思ふんですけれども、今指摘をしたような点を是非とも今後の立法の際の考え方としてベースに置いていただければ大変有り難いと思つております。

一点だけ質問させていただきたいんですけれども、いわゆる政党支部の関係でございます。

第三者に対する利益の供与ということについては今回の法律には入っていないわけでありましてけれども、実際、政党支部というふうなことで、新しく選挙制度が変わりまして、例えば小選挙区の政党支部は、事実上はその小選挙区候補者の後援会事務所としての機能を持っているという実態があるんじゃないのか。そういうところによつぱり政治資金として財産上の利益を供与した場合には

正にこれに当たるんじゃないのかなと、こういうふうに見えるわけでありましてけれども、その実態、あるいはそれに対する供与と、これについての御見解を聞かせていただきたいと思ひます。

○衆議院議員(町村信孝君) 政党支部の実態は、委員御指摘のように、かなりそれぞれによつて違いがあるということだと思ひます。

これは政党によつてもまた、自由民主党の政党支部、多分、民主党の政党支部あるいは共産党の支部、それぞれまた党によつても中身が相当違ふんだらうと思ひますので、一概に政党支部がどうかと、それは本人のダミーではないかとか、後援会のダミーではないかといふことはなかなか言えないんだらうと思ひますが、基本的には政党支部にせよ、あるいは個人後援会にしても、本人とは別個のものといふか、別個の人格を有する第三者であるといふのが原則論だらうと私は思つております。したがつて、政党支部への利益供与は本人への供与とは認められないといふのが原則論だらうと思ひます。

ただ、そこは事実認定の問題でありまして、公職にある者、本人との結び付きが大変強い政党支部、そして実質的な処分権を本人が持っている、こう認められる場合には、政党支部に対する資金供与であっても、これは本人が收受したものとみなして本人に本法の罪が適用されるというケースもあるんだらうと、このように私もは考へております。

○築瀬進君 最後に、もう時間も限られておりますので、若干細かな解釈論でございますけれども、今回、私設秘書も今度の改正によりまして犯罪の主体になつてくるということになりました。これは、いわゆる先ほど来議論をいたしておりました「権限に基づく影響力を行使して」といふことのその権限というふうなものは、議員として権限、例えば発議権とか質問権とか国政調査権とかいふようなことで、これは従来から議論があるわけでありまして、それを私設秘書がやるという

のは具体的にどういふケースを想定なさるのかなといふことなんです。

私設秘書でありますから、御自身がやっぱり権限云々の話ということには直接なかなか遠いところにあると思ひますので、そんなことをやるんだつたら、一切やっぱり権限の部分、取っちゃった方がすっきりしていいんじゃないのかなという感じを持つていただいても、いかがでございますでしょうか、これで質問を終わりにいたしますけれども。

○衆議院議員(保利耕輔君) ここに申します権限といふのはあくまでも国会議員の権限でありまして、その国会議員の権限を言つてみればトラの威をかりて仕事をするといふといふふうに御解釈をいただきたいと思ふのであります。

○築瀬進君 じゃ、終わります。

○山本保君 公明党の山本保です。

いよいよ審議が最終段階に來たといふことでございまして、改めまして、私どもの姿勢をまず明確にしたいといふことで、ちょっと述べさせていただきます。

今お話ありましたように、公職にある者は主権者である国民から政治に関する厳粛な信託を受けております。常に高い廉潔性を保つことに努めるべきであり、公職者が役所に口利きをして、その対価として金品等を受け取るということは、政治倫理にもとる卑しむべきことであつて、法律による規制のあるなしにかかわらず、自ら厳に慎まなければならぬこととあります。

本来であれば自浄作用が働くべきでありますけれども、昨今の不祥事等により国民の信頼が揺らぎ、一昨年、あつせん利得処罰法が成立いたしました。しかしながら、この法の施行後、直ちに各党の幹部クラスの議員の元公設秘書等々の口利き問題が表面化したわけでありまして。

あつせん利得処罰法を成立させた後すぐにこのような不祥事が起こつたといふことにつきましては、誠に遺憾であり、また政治浄化を理念としております我が公明党の議員といたしましても国民

とともに憤りを覚えるところであります。今回、事件が先行して、法整備がその後を追いつけるというふうな形になつてしまつたことについて、大変残念であるといふことを改めて申し上げます。今後、私も常に自ら襟を正して政治活動に専心していくことを最初に申し上げまして、何点か確認のための質問をさせていただきます。

最初に、私設秘書の定義ということについて、いろいろ議論があつたわけでございますが、与党提案者にもう一度確認をしておきたいと思ふところでございます。

それは、野党案にもありましたように、いわゆる親族といふような方が事実上の秘書と同じような仕事をしている場合に、この法の対象に当然含むものであるといふふうに私は考えているわけでありまして。また、土本参考人からそのようなお話があつたと思ひますが、議員の配偶者、子供、おいごさんとかめいごさんなど、議員と強い関係があつて、なおかつ議員の政治活動を補佐するものであれば、当然、本法の処罰対象に含まれるといふふうに考えますけれども、これについて御見解を与党提案者にお聞きしたいと思ひます。お願いいたします。

○衆議院議員(亀井久興君) 今の御質問にありましたお考えのとおりだといふように思つております。

本法改正案の私設秘書の定義は、御承知のとおり、「衆議院議員又は参議院議員に使用される者で当該衆議院議員又は当該参議院議員の政治活動を補佐するもの」といふようになっております。

その意味は、国会議員の指揮命令に従つて勤務に服し、当該国会議員の政治活動を補佐するものといふことでありまして、このような実態があれば私設秘書に該当するわけでございますから、必ずしも雇用契約の存在や賃金が支払われていることを要しないといふことでございます。

したがいまして、国会議員の配偶者、子供、お

偶者等が当該国会議員の指揮命令に従って労務に服し、当該国会議員の政治活動を補助しているというように認められれば、本法改正案の私設秘書に該当するわけでございますから、本法の犯罪主体になると。御指摘のとおりでございます。

○山本保君 私設秘書という言葉とか、また法律用語である使用しているという言葉のイメージからして、親族は含まれないというふうに野党案では考えられて念入りにあのような条文を書かれたのかなという気がいたします。しかし、今御答弁ありましたように、これは十分この与党案においてもカバーしているということをお答弁いただいたというように思います。

では次に、今度は財産上の利益ということの内容についてお聞きいたします。与党案では、あつせん行為の報酬として財産上の利益を收受したことがその要件となっておりますけれども、この範囲でございます。

現金をもちろん受け渡すということになれば当然だと思えますけれども、例えば現金を使った役務の提供を含むというふうに考えるのであろうと私は思っております。

例えば、企業の事業主などが自分の会社の社員を使いまして選挙運動に応援をさせる、日当等を当然払い若しくはその給料等にマイナスにならないように補てんをするというようにすることになれば、これは当然、財産上の利益に含まれるのではないかと。また、例えばゴルフなどのプレーをお金を払って提供する、させるというようにすることについて、参考人からは、男女間の情交というようにものが除かれるのではないかと、そういうたしか御意見があったと思いますが、これなども言うならばお金を使ってそのようなものをあてがうというようにことであれば、これは当然その範囲に入り、参考人の言われたことは、それは除いた、正に純粋な感情面でのことであればそれは除かれるでしょうというような意味ではないかと私は思っているんですけども、この辺について、財産上の利益という範囲をどのようにお考えなの

か、もう一度確認しておきたいと思えます。お願いいたします。

○衆議院議員(亀井久興君) 現行法におきます財産上の利益の收受とは、金銭的価値に評価されるものを受け取ることでございまして、金銭の受領はもちろんでございまして、サービスの提供に対してこれを受領する者がその本来支払うべき対価の出捐を免れることも財産上の利益の收受に含まれることは当然だと存じます。

したがって、役務の提供を受けることも本来支払うべき対価の出捐を免れているわけでございまして、いづれも一般論としては財産上の利益の收受に該当するものというように考えられると存じます。

一方で、選挙応援にかかわる御指摘ございまして、たけれども、公職選挙法上で選挙運動は無報酬でなされるのが原則であるとされておることは御承知のとおりでございますが、そのような無報酬の選挙運動は当該選挙運動を行う者の自発的な活動でございまして、一般には財産上の利益の收受には該当しないものと考えられます。

しかし、あつせん行為の依頼者が選挙運動に対する報酬を支払った上で選挙運動員を公職にある者に派遣する場合等は、依頼者は運動員買収で公職選挙法に違反することになるわけでございまして、公職にある者におきましては、選挙運動に係る労務の対価の出捐を免れているという点で、財産上の利益の收受に該当する場合があるものと考えられるところでございまして。

したがって、委員がお尋ねになりましたことに関連をしまして、日当を払って選挙運動をしてもらうことは財産上の利益の收受に該当するものがあると考えられる一方で、手弁当で、全くの善意で選挙運動をしている、選挙応援をしてもらうことは、一般的には財産上の利益の收受には該当しないものというように考えられると存じます。

○山本保君 ありがとうございます。そのことをもう一度確認したいと思っておりますが、お答えをいただいたんです。

野党案の提案理由の中にたしか、選挙応援というものが、そういう定義をなしに、すべてこの利益に係るという表現があったような気がしたものですから、私、少し危惧をしておりました。

正に選挙というものは、国民の皆様がその議員と一体となって自分の時間、そして費用を使いまして応援をしてくださっていると確信しております。そういうような行為が選挙の応援であるというところから、すぐにそのまま利益であるというようにことでもし運用されますと、これは選挙の意味がなくなってしまうと思いたしましたのでお聞きしたかったわけでございます。今、丁寧にお答えをいただきましたので、よく理解できたと思っております。

次に、権限に基づきましては、飯尾参考人からも、幅広く解釈をするということが大事だというたしか指摘があったと思っております。これについてはこれ以上お聞きしないことにしまして、第三者供与に対する処罰規定について、先ほどもお話ございましたが、私の方から改めてお聞きしておきたいと思えます。

実質的にその本人が收受している、先ほどありましたように、政党支部というような場合でも、例えば所属している議員が一人だけであつて、その金銭等については実質上議員が指揮をしているというような場合においては、形式だけ言えば明らかに第三者ということになると思いますが、これも、これは実質的に言えば、その議員に対する利益の供与というふうに考えるべきだと私も思います。改めて、そのように確認してよろしいか、御答弁をお願いいたします。

○衆議院議員(亀井久興君) ただいまの答弁の前にもちよつと補足をさせていただきます。先ほどの御質問の中で、山本委員が、財産上の利益の範囲ということに異性間の情交ということもおっしゃったように思いますが、異性間の情交は財産上の利益には入らないものだと、そのように存じております。

それから、今のお尋ねでございますけれども、第三者供与の処罰規定を設けるかどうかということにつきましては、私ども十分に今議論を重ねてきたところでございまして、公職にある者の政治活動の廉潔性、清廉潔白性と、これに対する国民の信頼を守ることが本法の保護法益でございますから、国民の政治不信を招くような行為、すなわち、実質的に公職にある者と本人があつせん行為の報酬たる財産上の利益を收受した場合のみ処罰すれば十分であるというように判断したものでございまして、外形的には本人以外の者があつせん行為との間に対価性があると認められる財産上の利益を受け取ったとされる場合でも、当該財産上の利益に対して本人が事実上の支配力、実質的な処分権を有するものと認定できる場合には、本人が收受したものと本人に本法所定の罪が成立する可能性があると御指摘のとおりでございます。第三者供与の処罰規定を設けなくても本法の保護法益は十分保護される、そのように判断をしておるところでございます。

逆に、本人が形式的にも実質的にも財産上の利益を收受していない場合まで処罰範囲にすることは、あつせんを受けた公務員に正当な職務行為をさせ、あるいは不当な職務行為をさせない場合にも犯罪が成立するという本法の性質にかんがみまして、不当に処罰範囲を拡大するものであつて、妥当ではないのではないかと、そのように考えたところでございます。

参考人が述べられましたように、本法のあつせん利得罪について、第三者供与の処罰規定を設けるべきではないかという議論に先行して、刑法上のあつせん収賄罪について第三者供与の処罰規定を設けることを検討すべきではないかという意見があることについては、私どもとしても承知をいたしているところでございます。

刑法のあつせん収賄罪についての法務委員会等での検討を待って、本委員会でも本法のあつせん利得罪に第三者供与の規定を設けるべきか否かについて検討を進めるべきではないかと委員の御指

証が困難になると思うんですが、その点いかがでしょうか。

○衆議院議員（町村信孝君） 質問をされるとか反対をされるとか、こういうことを明言をしなくても、

権限に基づく影響力の行使と認められる場合もあるかと思いますが、どういふような形でそれが行われるかという点によるのだと思います。すべてこれは具体的な証拠関係に基づく事実認定の問題ではございますけれども、あつせんを行う公職にある者の立場、先ほど議長という例をお出しになりましたが、そうした立場であるとか、あつせんの際の言動、あるいはあつせんを受けた被あつせん公務員の職務の内容、そうしたいろいろな事情を総合して判断をするということでございます。明示的に質問をするとか反対するぞということを明言しなくても、これは権限に基づく影響力の行使として認められるケースもあるんだらうと思います。

立証が難しいんじゃないかという御指摘もありましたけれども、これはすべて具体的な証拠に基づいて認定をされるべき問題でありまして、直ちに立証が困難であるということは一概には言えないのではなかろうかと思ひます。

○井上哲士君 しかし、事実の問題として、この問題になってきましたように、この一年間、実際に立件されたのは和歌山の地方議員の例だけでありまして、この場合は正に質問するぞと明言をした非常に乱暴なケースでありまして、可能性はあると言われるけれども、実際には使われてこなかったというのが実態だと思ひます。

この間、いろんなこの権限に基づく影響力の行使の例も挙げられましたけれども、結局、委員会での質問とか採決の態度というのがベースになっております。議長は質問しませんが、閣僚経験者なども質問に立つことはまれなわけでありまして、結局、こういう人たちは影響力は非常に強いと、しかし、権限に基づく露骨な圧力というのは掛けなくなるわけですから、結局、いわゆる大物議員になればなるほどこの権限に基づく影響力の

行使の認定は極めて困難になり、事実上外されていくということの、こういう仕組みだと私は思ひます。

先日の土本参考人も、こういう縛りを掛けるとシンプル、簡素化、広く浅くという要請に反して、守れない法律に堕してしまふ可能性があり、本罪は顔を利かせて口利き料を取るといふこと一般を対象として規制するということに徹するべきであらうと、こういう指摘をされております。少なくともこの部分は私はやはり修正に應ずるべきではなかったかという点を指摘をしておきたいと思ひます。

その上で、こういう口利き政治、口利きビジネスを正すという点で、このあつせん利得処罰法の抜本改正とともに、公共事業受注企業などからの献金の禁止ということを野党は訴えてまいりました。政治資金規正法改正案が衆議院に提出をされておりますが、いまだに審議すらされていないというのは極めて遺憾であります。

町村提案者は、この間、公共事業以外にも国や自治体へ鉛筆一本、消しゴム、コンピュター、ビルメンテナンスタなどいろんなものが納められており、日本の企業の九割九分まではそういう公的契約を持っていて、それを全部駄目ということになれば、実質的に政治献金禁止になると、こういう答弁を繰り返されております。私、大変見当違いだと思つておるんです。

私も日本共産党は、政治献金は個人に限るべきだとかねてから主張し、そういう法案も出してまいりました。それは、国の進路を決めるのは主権者国民であり、参政権を持っていない企業がその言わば財政力をもって政治に介入すると必ずゆがめられるという立場からであります。

しかし、衆議院に野党が提案をしているこの政治資金規正法の改正案は企業献金自身は認めるという政党も含めて出しているものでありまして、公選法の百九十九条の選挙に関する寄附規定の考えを政治活動に関する寄附について適用しようとするものであります。

総務省に來ていただいておりますけれども、公選法百九十九条の一項で、国又は地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は当該選挙に關し寄附をしてはならないと定めておりますが、この「請負その他特別の利益を伴う契約の当事者」、この概念についてお願いをします。

んでいるわけでありまして、つまり、請負その他特別の利益を伴う契約の当事者からの政治献金を野党案のように禁止をしたとしても、九割九歩まで政治献金が禁止になる、実質的に企業献金禁止になる、全面禁止になる、こういう町村さんのこの間の御答弁は私は事実と違ふと思ひますけれども、その点いかがでしょうか。

○政府参考人（大竹邦実君） お答え申し上げます。

○衆議院議員（町村信孝君） 子細にお調べをいただいて大変恐縮をしております。

公職選挙法の百九十九条第一項におきましては、ただいま御指摘ございましたように、国、地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者の選挙に關する寄附を禁止しているわけでございますけれども、ここに言いますところの「請負その他特別の利益を伴う契約の当事者」とは、まず第一に、請負契約を現に結んでいる者、次に、請負契約以外の契約で、例えば物品の納入契約でございますとか施設の使用契約等の契約でございます。また、特別の利益、つまり利益の契約全体に対する割合が通常の場合と比較して特に大きい契約、又は利益の割合は通常であつても利益の総額が特に大きい契約を現に結んでいる者を指すものと解されるところでございます。

企業が献金をするこの是非、これは委員のお立場ではお認めにならない、他の野党はお認めになる、いろいろ違いがあるのかもしれないが、やっぱり私も、会社は自然人たる国民と同様に国や政党の特定の政策を支持、推進又は反対するなど政治的行為をなす自由を有するものであると、政治資金の寄附も正にその自由の一環であるという昭和四十五年の八幡製鉄政治献金事件最高裁判決、またこれを踏襲した二〇〇一年七月十八日の大阪地裁判決、高裁判決等々がありますので、まず、政治資金は悪ではないし、企業は社会的な存在として政治活動の自由を有するという前提でまず考えているわけでありまして、

なお、具体の事例におきまして特別の利益を伴う契約の当事者に当たるか否かにつきましては、契約内容に即しまして個々具体的に判断されるべきものと考えております。

そして、九九％というのは別に厳密な計算をしたわけじゃございませんで、相当数、大部分がという意味で申し上げたわけでございますが、先ほどちょっと私も全部聞き漏らした、自動車会社、ハイヤー・タクシー会社というのは、やはり国なり自治体なりとハイヤーのチャーター契約を結ぶこともあるでしょうし、食品会社であればそれは自衛隊にビスケットやら乾パンやらを納めたりとかというふうなこともあるでしょうし、そういう意味で、およそ国なり自治体なりとそうした契約関係を結ばない可能性のある企業というのはほとんどないんじゃないのかなという意味で申し上げたわけでございます。

○井上哲士君 今ありましたように、利益の額、率の特別に大きいものということが対象なわけでありまして、鉛筆一本とか消しゴム一個納入しているというのはこれに当たらないのは明確であります。しかも、国会議員の場合は国との契約者に限定をしているわけでありまして、

○井上哲士君 度々、八幡製鉄の判決を持ち出されるわけですが、平成五年の十一月に、や

はり衆議院の政治改革に関する調査特別委員会の参考人に岡原昌男元最高裁の長官が出ておられまして、この判決の問題についてお話をされております。

当時、非常に企業献金が行き渡っていたと、それを違憲とか違反というを言いますとこれはもう全部引掛かって大変なことになる、だから言わば助けた判決なんだということを最高裁長官自身が言われているわけですね。ですから、ああいう判決を出したけれども、実際にはこれは企業・団体献金の禁止の方向に向かうべきだということだと思ふんです。

その上で、今のお話であります、先ほども総務省からありましたように、言わば特別な利益を与えるものでありますから、しかもその契約から一年ということでありまして全部が引掛かってくるということではありせんし、九九%という言わば誇大な数を持ち出して、口利き政治をなくそうという国民の皆さんの期待に私は反する発言だったと思ふんです。

改めて総務省にも聞きますが、この百九十九条一項の立法趣旨であります、二〇〇〇年八月七日の参議院予算委員会では我が党の緒方議員の質問に對しまして、「その契約の当事者たる地位の取得、維持または公開等を求める代償として相当額の寄附がなされた場合には、そのために選挙及びその後における政治の上に好ましく影響の及ぼされるのを防止しようという趣旨から設けられている」と、こういう答弁をされておりますけれども、これで間違いはないですね。

○政府参考人(大竹邦実君) 公職選挙法の百九十九条第一項でございましてけれども、この規定は、国や地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者たる地位にある者が当該特定の選挙に關し寄附をなすことが、ひいては選挙の公正を害するおそれがあるということから、これを防止しようという趣旨で設けられたものと承知してございまして。

なお、選挙におきましますところの公正確保がひい

ては選挙後におきましますところの政治活動の腐敗防止に資するということでは当然であると思ひますけれども、この本条の規定につきましては、先ほど申しましたように、第一義的な目的は選挙の公正確保にあると考えております。

○井上哲士君 じゃ、改めて自民党の提案者にお聞きしますが、今ありますように、国との契約關係にある企業が選挙に關して寄附をすれば、その選挙だけでなく、その後における政治の上に好ましく影響が及ぶと、にもかかわらず、同じ企業が政治献金として寄附をすれば政治の上に好ましく影響はないと、こういうふうにごさんはお考えなんですか。

○衆議院議員(町村信孝君) 選挙と政治活動というの、やはりきちんと分けて考えるべきものだと思います。

選挙というのは、言うまでもないことですが、特定の候補者の当選を図ることを目的として行われる選挙運動、これに關する政治の寄附の在り方と政治活動というのは選挙以外の時期に常に行われているわけでありまして、選挙運動に對する規制と同じ規制を本来自由に行われるべきである政治活動に加えるということ、やはりそこは問題があるんだらうと、こう思ひます。それはやっぱり分けて考えて慎重に議論しなければいけないことだと、こう思ひます。

○井上哲士君 お答えになっていないと思ふんですが、同じ企業が寄附しても選挙資金だったら政治に好ましく影響があり、政治資金だったら政治に好ましくないということになるのかとお聞きしてゐるんです。その点はどうか。

○衆議院議員(町村信孝君) ですから、選挙と政治活動というのは別に考えていく。選挙というのは、かなり日本の政治、公職選挙法というのはきちぎに厳しく縛ってあります。それはなぜかというと、選挙の公正確保という法目的があるから厳しく縛っているわけでありまして。他方、政治活動の自由というものはあるわけでありまして、しかし別途、政治活動の自由の中にあつても一定

の、資金に關しては一定の制約が必要であらうということでは政治資金規正法というものがあつて、それはそれなりの規制があるわけでありまして。ですから、あくまでも選挙における規制とそれから通常の政治活動におけるお金に關する規制というの、そもそも公選法と政治資金規正法が別建てになっているように、それぞれ法の目的に沿った形での規制がそれぞれあるんだというふうにお考えになって、考えるべきではなからうかと、こう私は思ひます。

○井上哲士君 もちろん別の法律でありますけれども、しかしこの政治への悪影響をなくして国民の信頼を回復するということを考えれば、私は、やはりこの政治活動への献金というものの持つ悪影響ということを見てきちっと対応するべきだと思ふんです。

大体、献金する方は、これは政治献金とか選挙向けの献金とかというのを区別して寄附しないわけですね。受け取る方が選挙に關する寄附として届け出たけれども、後から違法性を指摘をされて慌てて政治資金になったというふうに出ることを変えたというふうな例も多々あるわけですね。実際には選挙に關する寄附であつても、受け取る側が政治献金として処理をすれば、これは選挙に關するものだと立証しない限り罰せられないということになりますから、これも實際上、事実上は抜け道ということになっているわけですね。

再度総務省に聞きますが、第一次選挙制度審議会の答申は国との特別の利益を伴う契約の当事者の政治献金について報告していると思ひますが、どういふふうな報告をしておりますか。

○政府参考人(大竹邦実君) 請負契約、請負その他特別の利益を伴う契約の当事者の政治献金に關しまして、第一次それから第二次、第五次と選挙制度審議會はそれぞれ答申出されておるわけでございますけれども、第一次選挙制度審議會の答申におきましては、これは昭和三十六年でございまして、会社、労働組合その他の団体が選挙又は政

治活動に關し寄附をすることは禁止すべきものであるという基本的考え方に基づいて、その実施時期等については引き続き検討を加えるものとし、取りあへず次の措置を講ずることとしたとして、国又は公共企業体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、選挙に關するものは、政治活動に關しても寄附をしてはならないものとすることとされているところでございまして。

なお、第二次の選挙制度審議會の答申におきましてもこの第一次選挙制度審議會の答申の考え方がそのまま踏襲されているわけでございますけれども、昭和四十二年の第五次の選挙制度審議會の答申におきましては第一次の選挙制度審議會の答申とは異なる考え方が示されているところでございまして。

○井上哲士君 この第一次、第二次で、企業団体献金は禁止をすべきだが、取りあへず特別の利益を伴う契約の当事者は選挙でも政治活動でも寄附をしてはならないというふうな方向が報告をされているわけでありまして。こういう指摘がありながら、やはり改正を怠つて抜け道を残してきたというのがこの間の自民党の私は責任だと思ひます。

公明党の西提案者にお聞きをいたしますが、六月五日の衆議院の倫理特で、公共事業受注企業などからの献金禁止について、今後の重大な課題として私どもまじめに取り組んでいくと、こう述べておられますが、なぜ、どういふ点、まじめに取り組んでいく課題とお考えなのか、お願いいたします。

○衆議院議員(西博義君) お答え申し上げます。委員御存じのように、昨今の公共事業の入札に關する不祥事、これは大変重大なことであると、こう私も受け止めております。その上で、不当な口利き行為が入札の適切な実施を阻害することのないように環境整備をしていく、このことが何よりも重要である、こういう認識をしております。あわせて、政治資金は国民からの疑惑を持たれることがあつてはならないということで、その

あるべき姿について引き続き検討していく必要があると、こういう認識であります。

公共工事受注企業からの政治献金、また公共工事の入札の在り方等について、このことを真摯に受け止めて議論する必要があると、こう私が考えて御答弁申し上げた次第でございます。

○井上哲士君 真摯に受け止めて議論をする必要があると、そういう御認識であれば、衆議院で与党として直ちに審議入りに応じるべきだと思うんです。

さらに、保守党の提案者の西川議員に問います。国土交通省が今年の四月に各種建設業者の団体長あてに政治献金についての、寄附についての通達を出しております。この趣旨について、大臣は、公共事業について、そこから献金をもらうのは厳に慎むべき、出す方も悪いけれどももらう方も悪いと、こういう答弁をされております。出す方ももらう方も悪いと、こういう認識で一致をされているんでしょうか。

○衆議院議員(西川太一郎君) お答えを申し上げます。

五月二十七日、御党の緒方先生のお尋ねに對しまして、扇大臣が答弁申し上げられているわけですが、国土交通省を所管する大臣という立場でこの御答弁をされておられて、それを読みまして私といたしましては、これは公共事業入札にかかわる不祥事を重大に受け止めて、不当な口利き行為が入札の適正な実施を阻害することがないようにすることがまず大事である。そして、そのようなところからの献金をいやくも国民から疑惑を持たれるようなことを政治家はあってはならないという意味で御答弁を申し上げているというふうに思っています、その趣旨であれば私も全く同感であるというふうにお答えをしたいと思います。

○井上哲士君 時間が参りましたけれども、最初申し上げましたように、金と政治の問題に国会がどう自ら解決をしていくのかということが注目されているわけでありまして、本当に国民の信頼を

真剣に回復するのであれば、あっせん利得処罰法の与党案を大幅にやはり修正すること、そして公共事業受注企業などの献金禁止に踏み出すべきだということを重ねて申し上げまして、質問を終わります。

○広野ただし君 自由党・無所属の会、国会改革連絡会の広野ただしです。

今国会ほど政治と金にまつわるスキャンダルが連続的に起こり、それこそ鈴木宗男元自民党衆議院議員、そしてまた加藤紘一自民党幹事長、そして井上裕参議院議長と、続々とそういうスキャンダルが出たわけでありまして、これに伴って本法の改正と、こういうことに与党提案になっておりますが、実質的に今回の改正は国会議員の私設秘書を追加するというものと一言で言っても過言ではありませんが、こういうことで、口利きビジネスと言われているが、そういうものが本当になくなるのか、胸を張っていい改正なんだと、こう言えるのか、是非提案者にもう一度お聞きしたいと思っております。各党からよろしく願います。

○衆議院議員(西博義君) お答え申し上げます。

もちろん本法の改正も一つの大きな私は要素だと思っておりますが、その前にやはり我々自身の問題が大きいのだから、こう思っております。主権者たる国民、住民の厳粛な信託をいただいて選出されたこの公職にある者が、私利を求めずに国民、住民全体の利益のために奉仕、行動する、そういう責任があるということをまず我々自身が自覚をする必要があるかと。自らの政治活動をまず厳しく律していく、ここから私は始まるのではないかと、こう思っております。

その上で、今回の本法の改正案において、一つの重大な要件である国会議員の私設秘書を新たに加える、このことの、このインパクトの大きさは先ほど保利提案者から申し上げたとおりでございます。

この意味で、本法は、政治に携わる公職にある我々の政治活動の廉潔性、清廉潔白性を保持し

て、これによって国民の信頼と負託にこたえていくと、こういうことを更に強化しようとするものでございまして、この改正と相まって、公職にある者の政治活動自体の在り方を変えるものである、更に今後も十分な抑止効果を発揮して実効性がより確保されると、このように考えている次第でございます。

○衆議院議員(保利耕輔君) ただいま公明党の西議員からお答えしたとおりでございます。

私ももととして、従来、公設秘書だけに限っていたものを私設秘書というもっと幅広い範囲に適用するということは非常に大きな効果があるというふうに考えておりますし、政治資金を扱う者の多くが私設秘書という形でおりますし、また地方にも、我々の選挙区に私設秘書が存在しているというところも考えますと、非常に大きな効果が期待されるものと考えております。

○衆議院議員(西川太一郎君) さきのお二人とは同じ意見であります。

先生も御承知のとおり、我々も地方議員や国会議員をやっておりますと、いろいろなことを依頼されることがあります。しかし、そういうときに、この法律が少なくとも厳しく改正をされたという事実を踏まえて、私設秘書も含め、私どもがそうしたことに對してしっかりと対応していくということになれば、これは私は大きくそれらを防ぐことができる、こういうふう信じております。

○広野ただし君 少々効果はあるかもしれないが、大きく効果があるというふうにはとても思えないわけでありまして、国民の皆さんの批判、また、マスコミでどんどん強い批判が出てきたから、まあ何とかお茶を濁しておこうというふうな非常に場当たり的な、そういう感じを受けるわけなんです。

元々、一昨年の第百五十国会のときにも、野党側でそういう話をしていたのを拒否して、万全だから、今回加えたからといって、私設秘書を加え

たからといって本当に効果あることになるのか。私はもう、また二の舞、三の舞というようなことで、何回も政治と金との、政治家と金とのスキャンダルが繰り返されると、こういうことになって、この間、土本参考人が言っておられた、朝令暮改的なことを繰り返したんでは、結局はまた国民の皆さんの政治不信を非常に、解消しないばかりじゃなくて増大をさせると、こういうことになっているんじゃないかということを懸念するわけであります。

この間、鈴木宗男元自民党衆議院議員の逮捕許可、そしてまた辞職勧告決議案が通り、賛成をされた。そのことについて、辞めるべしということをお聞きいたしました。そうしたら、町村議員だけが辞めるべきだということをはっきりおっしゃいました。ほかの議員さんは、提案者の皆さんは、御本人の判断に任せると、こういうことで、これでは、これだけ毎日、いまだに毎日のように鈴木宗男議員とお金をめぐる話がどんどん出ております。それなのに、まだ御本人の判断に任せる、議員を辞めるかどうかはですね。こういうことは、勧告決議案に賛成をしながらまだそういうことをおっしゃるというのは、結局は鈴木議員を擁護しているということになっていくのではないかと私は思うわけですが、西公明党議員に伺います。

○衆議院議員(西博義君) お答え申し上げます。先日のお答えは、たしか私の記憶が間違いないならば、議員辞職勧告決議案に賛成したということはお辞めになるべきだというふうに思っておりますと、こう答えたと感じております。済みません。

○広野ただし君 どうも失礼しました。

○衆議院議員(保利耕輔君) 私は、議会制度の在り方からいって、この問題は非常に難しい問題だと思っております。かつて同じような問題が衆議院で議論をされましたときに、私は議院運営委員会の委員として列

席をしておりまして、この問題をどう扱うかという事で非常に細かな議論をさせていただきまし

た。
当時の議運の委員長は小沢一郎先生であられたわけでありまして。この問題は、やはり議員の身分に関するものであるから、非常に慎重に扱わなければいけないということ、それから、議員の地位というものは有権者から与えられているものであって、有権者の考え方に基づかなければいけないということ、ということで、多数決をもって議員に対して辞めろということと言うということとは、与党の議員がその対象者になっている場合は別でございますが、野党の議員に対して多数党が辞めろということを決議をするということが起こってはいけません。議会制度の中でそういうことがイギリスでかつて、古くそういう例があった、少数党弾圧のために使ったということがありましたが、非常に慎重にやったわけであり

ます。
そこで、私も非常に悩まして、あのときはもう退席させていただこうかと思つたぐらいでありました。しかし、党としての決定と申しますか、これは賛成ということで決められましたものから、議員であります以上、党で決めたことには従うということで賛成をしたという経緯がございます。非常に難しい問題でありました。

○衆議院議員(西川太一郎君) 私、辞めるべきだというふうにお答えしたと思っておりますが。

○広野ただし君 どうも失礼しました。
どうも受け止め方が、どうも誠に失礼なことになったのかも知れませんが、やはり辞職勧告決議案に賛成もされたということでありまして、もうそこはつきりとそういう態度を取っていただきたいと思ひますし、この間、私、小泉総理にもお伺いしました。そういう辞職勧告決議案も出た、そして総裁であるということと考えますと、ひざ詰め談判でもして、説得をして辞めてもらうということをやることが本家の政治家の責任ある態度ではないのか、こういうことだと思ひま

す。ただ言い放しでそのまましておくということとは、本当に国民の皆さんから見ても、本当にこれはどうしておられるんだということになるんじゃないかと思つております。

私は、国民の皆さんからも言われております。いや、国会議員についていいです。捕まて勾留されておつても、国会に出てこなくても、ちゃんとお金ももらえるんですね。病気ならいざ知らず、何の働きもしないでちゃんとお金ももらえる、国会議員についていいですね。これが庶民の声なんです。

やっぱり、そこは厳しい態度で私たちは政治倫理というものを、また正義感というものをしっかりと持ってやらなきゃいけないのに、そこをあいまいにしてしまいますと、結局どんな法律を作っても駄目なんじゃないのかという話になってしまふんではないかということをおそれるわけであり

ます。
それと、この間もちょっと申し上げたんですけれども、政官業といいますが政官財といいますが、そういうものの癒着体質、癒着構造といいますが、そういうことがやっぱり根本にあるんじゃないか。それを断ち切らないと、あるいは族議員ということ、そういうものを断ち切らないと本当に国民の政治不信というのはなくならない。そしてまた、いろんな政策を打ち出しても、本当に国民の皆さんが、おお、それはいいという話にはなかなかならないということをおそれるわけです。

ですから、この政官業の癒着構造、この根本をどうやったら断ち切れるのかということで、保利提案者に伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(町村信孝君) いろいろな問題をすべて政官業癒着という一言で片付けるのはどうかというふうには実は思つておりますけれども、今求められていることは、公共事業の入札とか手続でいかに不当な関与を防ぐかというようなこと、透明性、公正性を確保するということだろうと、こう思つております。そういう意味から公共工事入札契約適正化法というものも施行されている

ところでございますが、更に官製の談合を防止して官と業の関係をより透明なものにしようということ、今この法案も審議をされているということでございます。

そして、政官業の関係につきましては、既に刑法の関係、贈収賄罪とか競売入札妨害罪、談合罪といったような罪もありますし、独禁法による談合の防止というものもございますし、また今回のこのあせせん利得処罰法もまたその一助だろうと、こう思つております。こうしたものを総合的に的確に運用することによって、こうした三者の關係が適正なものになるようにということだろうと思ひます。

ただ、癒着と言うと、それはもう自動的に悪いという言葉のニュアンスがありますが、しかしお互いにお互いが何を考へて、例えばこの業界にはこういうやっぱり問題がある、その問題を的確にやはり把握した上でそれを行政が政策に反映する、あるいは国会がそれを受け止めて法律化するといったようなことというのはあるわけでありまして、そうしたきちんとした意思疎通を行うことが、それが否定されるべきものではないん

だろうと。そこに、裏に不透明なお金があれば裏金で動くとか、そういうことがあると、それは正に癒着といふことになるんですよ。やっぱりそういうものはきっちり防いでいくような、先ほど申し上げましたもろもろの法律を適正に運用していくことが、厳正に運用していくことが必要なんだろうと、こう思つております。

○広野ただし君 正にそのとおりで、この法律だけですべてのものが、政治と金にまつわることがきれいに整理されるというものではないと思つております。

ですから、私もかねがね申し上げていますが、例えば地方分権を徹底的にやって、地方から、地方のいろんな箇所付けのことですとか、あるいは地方のいろんな道路を拡幅する、あるいは幼稚園、保育所をどこに設ける、学校はどうだと、こういうことを全部中央がコントロールしている、

そのことのために一々陳情をする、こういうことでは、もうやはり一つの陳情政治といひますか、そういうことに陥りがちになる。

ですから、徹底的な地方分権をして、私たち自由党では、第二交付税と言ひますが、補助金というものをもう一括して地方に渡して、どの、うちは教育でいきます、福祉でいきます、あるいは道路を整備をしますというようなことは地方が決めればいいんだというような一括交付金を第二の交付金として渡してやっていくということをやれば、どれだけ地方からの陳情も減つて、そこで権限を振り回すという、そういう政治家もそういうことをやらなくてもいいようなことになりまして、正に地方が決定できるという政治になるんじゃないかと思つております。

そしてまた、それこそ政と官の在り方ということからいひますと、官はまず政治的には中立でなければならぬ。あの高祖事件のように政治運動をやったりするということがあつてはならないし、また今、昨日も閣議懇談会で決められたようですが、政と官の在り方、これは私たち自由党では国民主導の国政を実現するための基本法案といふのを提出しております。やはり官僚主導の政治を官僚の手に乗つてやっていると政治であつてはならないんで、政治家がきちんとしていく。だから、官僚はあくまで政治家の、大臣、副大臣等の補佐官、補佐なんだというようにすることをきちんと決めた基本法案といふのを提出しております。ですから、その中で、大臣の命によって接触をするのはいいけれども、官僚が根回しのためにどこへでも出しゃばつて出ていくというのはおかしいんじゃないか、こういうふうにしていくわけであり

ます。
そういうような総合的な施策というものがあつて初めて政治と金、政治家と金というもののスキャンダルというものが解消され、国民の不信というものがなくなってくるのではないかと思ひますが、それぞれの各党の提案者にその点をお伺ひさせていただきたいと思ひます。

○衆議院議員(町村信孝君) 幾つかの点をお触れになりました。例えば、地方分権についての考え方は私どもも基本的に同じ考えでありますし、地方分権を大いに進めようということで、今、小泉内閣も一生懸命取り組んでいると、こう思っております。

ただ、やっぱりその際に、私どもとしては、気を付けなきゃならないのは、地方分権すれば今度は国会議員の介入の余地がそれなくなるかもしれないが、今度は地方議員の介入の余地というのが大幅に増えるわけですね。この問題をきっちり、やっぱり国の場合は、どういうんでしょ、会計検査院もありますし、メディアの目も相違つうございまして、いろんな意味で……(い)いことと悪いこととあると呼ぶ者あり)ええ、ですから地方におけるチェック体制というものを相当同時に充実強化していかないと正にこれが蔓延をしていくと、地方に、全体に。そういう問題があるということをよく広野議員御承知の上での御発言かと思ひます。

それからもう一つ、一括補助金というお考えも確かに一つの考えだろと思ひますが、しかし、例えばこの間、私はたまたま前、文部科学大臣をやっておりました気になったのは、あなたの県ではこれだけの例えば図書館の図書を買ってくださ

いねと言つて交付金でお渡ししたところ、それが全部図書以外の公共事業等々に化けていってしまつたと。やっぱり国が要求主体、国がナショナルミニマムのにこのくらいはやっぱりやってくださいねとお願いするものが、地方自治の名の下に全部それがすり替えられていくというのはやっぱりおかしいので、例えば教育の水準を一定程度維持するという意味で義務教育国庫負担金というのがあります。二分の一、教員の人件費を補助することが求められているのに、これを全部交付金にして本当にいいんだろかなと。この辺は相当な議論をしていかないといいけないのではないだろうか、こう思つたりしております。

○衆議院議員(西博義君) 余り時間がなさそうなので、簡潔にお答え申し上げます。

今、町村提案者答弁された、基本的には、とおりでございまして。

○衆議院議員(西川太一郎君) いろいろシステムも含めて改革をしなければいけないという御主張、傾聴に値するといふふうに思ひますが、やはり基本的には私ども政治家が一人一人きちっとした自覚に立つて、いやくもこのようなことを国会で議論しないで済むようにしなければいけないといふふうに思つております。私は、さきの先輩の御答弁に付け加えて、それだけにしていただきたいと思つております。

○広野ただし君 終わります。ありがとうございます。

○又市征治君 社民党の又市です。

せんだつてこの場所、予算委員会でも御指摘申し上げたんですが、小泉内閣が、今国会冒頭の所信表明以来、重要法案と位置付けてこられたいわゆる有罪法制、私に言わせれば憲法違反の戦争準備法制と、こう言わざるを得ませんが、国民の総反響を食らつて今衆議院でとんざをしてい

す。そのとんざをした要因の大きな一つに、先ほど来からも出ておりますけれども、今国会中に、議員辞職勧告決議にもかかわらずまだ議員にしがみついております鈴木宗男さん、あるいは辞職をされた加藤紘一元自民党幹事長、さらに我が参議院の議長であった井上さん、その上に駄目押しの最近の宮路副大臣まで、政治と金の問題が噴出してき

た、こういうことがやっぱり背景にあると思ひます。

現行あつせん利得処罰法のできた二年前、与党側は、審議のさなかに私設秘書が融資に関する口利き事件で逮捕されたにもかかわらず、最後まで私設秘書を含めることを実は拒否をされました。与党の理屈はわずか二年にして現実に追い越されてしまつた、こう言わざるを得ぬのだと思ひます。だというのに、なおまだ与党の皆さんはまた

小出しの改正でしのごうとされている。

そこで、今日は観点を変えて、法務省からおいでいただいておりますが、刑事局長にお伺いをいたしますけれども、あなたの方の先輩である最高検検事出身の土本さん、せんだつて、この参考人としておいでいただきました。当時からこの処罰法の積極論者でありまして、雑誌論文で、議員立法で議員が自らを律する以上、大胆に広く浅く立法すべきだ、こういうふうには実は指摘をされておられたわけですね。土本さんは今回もこの場所、朝令暮改は提案する議員の皆さん、みっともないですよ、簡単に言えばこんなふうな忠告をされ批判もされているわけですね。

法を運用していく責任のある法務省にそういう意味では何うわけですが、今から当時を振り返つてみますと、あのときの狭い立法は国民の期待にこたえたことになつたと言えぬのかどうか、率直な感想を述べてほしいと思ひます。

○政府参考人(古田佑紀君) あつせん利得処罰法の政治活動の廉潔性の維持と、そういう観点から議員の御提案によって成立したものでありまして、その際、この犯罪の主体としてどういう範囲を含めるべきかということについては様々な観点からの御議論がなされ、その結果として現在の主体に限られたというものと承知しております。

しかし、その後様々なことが起こつたことから、この国会におきまして改正案が御審議されているということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、政治公務員にかかわります政治活動の在り方と、こういうふうな問題でございますので、法務当局としてはその議論を見守りますとともに、捜査機関におきましては国会において定められたところに従ひその適切な運用に努めていくものと考えております。

○又市征治君 そうおっしゃるんですが、第三者供賄罪だつて、衆参両院の附帯決議が付いたのに刑法本体の改正は全然進んでないわけですよ。怠慢だと言わざるを得ぬと思ひますよ。国

民の倫理観の向上に合せて変えていくことに、法務省もやっぱり私は責任があると思ひますよ。

そこで、次に移りますが、参考人質疑の結果、三つの重要な点、つまり、一つは首長や自治体議員の秘書への拡大の問題、二つ目は権限に基づく影響力を行使してというなくもがな限定句の削除、それから三つ目は政党支部を始めとする第三者供賄の追加と、この三点についてはどの参考人からもほぼ賛意が示されたわけですね。

このうち第一の点、つまり首長、自治体議員の秘書への拡大について法務省に伺ひますけれども、さきの参議院前議長、井上さんの疑惑では、その地元である鎌ヶ谷市の皆川市長が収賄を認めているわけですね。その代理である私的な人物が仕切つてあつせんをしておつた。野崎さんという方ですが、彼は正にそういう格好で、参議院議長秘書の肩書はあるんですけども、日常はむしろ市役所に入り浸りで、市長室長とも懇意であり、市長の選挙も手伝つていた。つまり、市長側の政治活動の補助をする者、こういう格好にあつたといふことはもう法務省もお調べのことだろと思ひますけれども、言わば市長室長が公設秘書に相当して、この野崎さんは私設秘書に相当する、こういうことだろと思ひます。

与党側が今おっしゃる、公設秘書がないから私設に広げることではないかというの、土本参考人も、これはもう論理矛盾だ、こういうふうなずばりおっしゃっているわけですが、この例について法務省としての見方をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(古田佑紀君) ただいま御指摘のありました例につきましましては、前参議院議長の元政策秘書から賄賂を受受したとの事実で、元千葉県鎌ヶ谷市長及び犯行当時市長公室長でありました元助役を公判請求して、現在審理中でございます。

法務当局といたしまして、秘書の法令上の一般的な定義ということをおし上げるという立場では

ございせんけれども、いずれにいたしまして、先ほど申し上げましたとおり、この法案につきましては、政治活動に対する信頼の確保という観点を踏まえながら、どのような範囲で処罰をすることが適切かということを様々な観点から国会において議論されているものと承知しております。その範囲は国会において御判断されるべきことと存じますので、法務当局としてはお答えを差し控えていただきたいと思います。

○又市征治君 いや、論理矛盾にならないかと、こう聞いているんですよ。立法するのはそれはもちろんこんなですよ。だけれども、私が聞いているのは、公設秘書がいらないから私設にも広げるべきではないということとで言われているけれども、これは論理矛盾だというふうに思わないか、法律家としてのあなたに聞いているんですが、お答えになりませんか。

○政府参考人(古田佑紀君) 先ほども申し上げましたとおり、どのような範囲でその処罰範囲を定めるかということについては様々な角度からの議論が必要なものと考えておりまして、私どもとしてはお答えを差し控えていただきたいと思います。

○又市征治君 ある程度の限界があることは分かった上で呼び出したんですが、ちょっと余りにもひどいですね。

時間の関係で次に移りますが、最後に残ったこの議員の兄弟姉妹等の親族の問題です。

これらも地元選挙区の公共工事であつせん利得を得ているケースが幾つかあるということで、私もせんだって一番冒頭には名前を挙げたんですが、その後余り、ばかして言っておりますが、これもまた刑事局長に聞く名前を挙げるとまた話は進みませんから、例えば、著名な国会議員の弟が選挙区内の神奈川の自治体を相手にコンサルタント業をやっておって、公共事業を落札させて成功報酬を得ていたということが明らかにになっているわけですね。幾ら本人が、いや、全くの経済活動なんだと、こう言い逃れをしましても、周

りは、つまり業者も自治体側も、あの政治家の弟だからという理由で頼んだり応じたり実際はしてある、あるいはしてあった、こういうことがはつきりしているわけですね。

仮に政治家本人は知らないとしても、親族が彼の影響を勝手に行使をしておつせん利得を得ること、このように可能なのですか。

これは、一体、現行法では処罰をできるんですか、その点をお伺いをします。

○政府参考人(古田佑紀君) ただいまお尋ねの件につきましては、ある様々な仮定を置いて考えなければならぬ問題ということになるかと思ひますけれども、端的に申し上げますれば、現在の刑法の賄賂罪あるいはあつせん利得罪、これの共犯というふうに認定できる場合には処罰は可能でございます。

○又市征治君 私もこの場で参考人質疑あるいは一般質疑含めて三回やっておりますけれども、今具体的なそういう例を幾つか挙げてお話をさせていたいただいてまいりました。しかし、残念ながら、今、司法当局そのものが、こういう具体的な例を挙げてても残念ながら答えられない、あるいは、困っているんだらうと思ふんですね、現実問題としては、実際上は。

だから、そういう意味で、あの土本参考人がずばりそのものを見事に言い当てられたように、広く浅く網を掛けてそのままだと、こういう格好で言われて、そのことをやれば、今具体的に挙げたようなこういうケースも、だれが考えても国民の側は、もうこんなことは犯罪だ、こう見ている、こういう状況になっているんだと思ふんですよ。

ですから、結局はこれでは、国民の信頼はこのような法案では回復はできないんじゃないか、国民の政治倫理観というのは与党の皆さんがお出しになった法案よりもずっと進んだところへ来てしまっているんじゃないか。そういう意味では、この与党案のレベルでは、もうすぐに歴史の審判に堪えられなくなってしまう、いや、むしろ堪えられ

なくなってしまう、こういうことになっているんだらうと思ふんです。

そういう意味で、是非、改めてこの、幾らかでも改正をする御意思が全くおありにならないのか、これで万全だというお考えなのか、最後に提案者側筆頭に改めてお聞きをしておきたいと思ひます。

○衆議院議員(保利耕輔君) 法律というのは、憲法を見ても分かれますように、改正論議というのは今起こってきているわけでありまして。ですから、未来永劫ともこの法律を変えないということには私も言う自信はありません。

しかし、私どもは、党の組織、そしてまた与党三党の中で議論に議論を重ねましてこういう提案をしてまいりましたので、九項目についての修正要求、さらにまた、江田議員との話の中では三項目に絞って何とか検討できないかというお話もございまして、申し訳ないけれども私どもで本当に時間を掛けて議論をした結果であるのでということで、失礼をさせていただきます。

今回の法律改正によりまして国会議員の私設秘書についてこの網が掛かるということでございますから、大きな効果が期待されるであらうということには私も申し上げることができると思ひます。

さらに、この国会におきます、特に参議院におきまして非常に濃密な御議論をしていただいたことが国民各位にあまねく知れ渡って、いわゆるあつせんというものを国会議員に頼んではいけないのだというムードが国民の中にできてくることを私は大きく期待をいたしているところであります。

○又市征治君 本当に残念でしようがありません。今お話がありましたように、せっかく参考人までこの参議院では招致をして、そしてそれに絞って議論も深めていって、かなりそういう意味では共通項ができたなど、こう思ふんですが、国会議員の私設秘書のみの拡大と、こんなところでどまってしまう、先ほども申し上げましたけれども、もう歴史に堪えられるどころか現実にもは

や堪えないという、こういう中身になっている。やっぱり野党案でないと、これはそういうものについて本当に網が掛けられなくなってしまう、こんなことが明らかにしたんだらうと思ひます。

そのことを最後に申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○委員長(省掛哲男君) 他に御発言もないようです。公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一六号)の質疑は終局したものと認めます。

○委員長(省掛哲男君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、大江康弘君が委員を辞任され、その補欠として平野貞夫君が選任されました。

○委員長(省掛哲男君) これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○池口修次君 私は、民主党・新緑風会を代表し、野党四会派共同提案の公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案に対し賛成し、与党共同提案の同改正案は、その余りにも不十分な内容から反対する討論を行います。

そもそも現行法が審議された一昨年の第百五十回国会において、我々は、与党案は抜け道が多く、法の実効が期し難いことを厳しく指摘しました。しかし、与党はあえて世論からも抜け道だらけのざる法と厳しく批判される法制定を行いました。

しかし、その後も政治と金をめぐる事件、疑惑が後を絶たず、公設、私設を問わず、秘書による公共事業等への口利きの不祥事が相次いで発覚し、我々参議院の長までが議員辞職する事態となりました。図らずも我々の主張の正しさが証明されたわけで、与党各党は猛省と国民への謝罪を行うべきであります。

態としても、地方政治では公設秘書がない分、私設秘書の役割が重大となっています。

以上で反対討論を終わります。

○広野ただし君 私は、自由党・無所属の会、国会改革連絡会を代表して、ただいま議題となっており自民、公明、保守党三党共同提案の公職に関する法律の一部を改正する法律案に対して、反対の立場から討論を行います。

今日ほど政治と金、政治家と金の問題が国民の政治不信を増大させているときはありません。元自民党の鈴木宗男衆議院議員、加藤紘一元自民党幹事長、井上裕元参議院議長等、本人又は秘書の口利き、あつせん行為の疑惑や逮捕が相次いでいます。口利きビジネスなどやゆされる始末です。

政治家は、高度な倫理観、正義感に基づき、国民全体の立場に立つて職務を遂行すべきであります。

そもそも、現行法が審議された一昨年の百五十回国会で、我々野党は抜け道だらけの欠陥法だと厳しく指摘しました。我々が強く主張した私設秘書も対象に含める案も拒否された経緯があります。

その後、公設、私設を問わず口利きの不祥事が相次ぎ、マスコミが騒ぎ立てると、今回のように国会議員の私設秘書に限って対象に追加するという、与党は誠に場当たりの、無原則、無責任な対応を取っています。朝令暮改的な法律の制定では、国民の政治不信は解消しません。

また、これまでの審議で明らかになったように、与党案では、首長、地方議員の私設秘書は対象外になっている。さらに、犯罪の構成要件に「その権限に基づく影響力を行使して」という文言があるため、抜け道が多くなる。また、第三者供与の処罰規定が明記されていないため、脱法行為がしやすいなど、多くの問題点があります。

このことは、最高検元検事や法律学者などの参考人がひとしく指摘したところであり、野党案に

比べ与党案は実効性の乏しい、ざる法とも言うべき法案であります。我々野党は、この法律の実効性を高めるため、与党と修正協議を行いました。が、結局、与党は大事な修正に応じませんでした。

このことは、自民、公明、保守の与党、そして政府は、口では政治腐敗の防止を格好よく言うものの、根本では、政治と金の問題について真真正面から厳しく断固たる決意で取り組むのではなく、国民の批判が強いので適当にお茶を濁しておこう、甘いままあまで抜け道を残しておくという態度だと言わざるを得ません。

こういう行為は、国民の信頼を裏切り、結局、国民の政治不信を増大させることになる。そして、その責任は重大だと強調して、私、広野ただし君の討論を終わります。

ありがとうございます。

○又市征治君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、ただいま議題となりましたあつせん利得処罰法改正案につきまして、与党案に反対の立場で討論を行います。

鈴木宗男議員、加藤紘一前議員を始めとする政治と金の問題に象徴されるように、今国会ほど不祥事や疑惑、失政が噴出したことはかつてなかったのではないのでしょうか。

にもかかわらず、小泉内閣と与党三党は、自らの保身にきゅうきゅうとするばかりで、責任の所在を明らかにしないばかりか、ことごとくふたをし、国民の政治不信を増幅させた、その責任は極めて重いと云わざるを得ません。

一昨年の秋の中尾元建設大臣の逮捕を受けてようやく法制化に乗り出した際、野党側は、大物政治家の金庫番に私設秘書が多く、ダークな裏の事はむしろ私設にやらせている事例が多いことから、私設秘書を対象に加えることを強く求めてきました。しかし、与党は、審議の最中に私設秘書が融資に関する口利き事件で逮捕されたにもかかわらず、最後まで私設秘書を対象に加えることを拒否したのであります。与党の皆さんは、過

去の過ちを率直に認めるべきではないでしょうか。

与党案は、犯罪対象が狭いことに加え、抜け道を許す現行法の問題点を多々残したままであります。法の抜け穴をふさぎ、実効ある手だてを取るべきだという国民の期待を裏切るものと言わざるを得ません。

衆議院では行われなかった参考人質疑ですが、我が参議院においては、首長、自治体議員の秘書への拡大、「権限に基づく影響力」の削除、第三者供賄の追加の三点については、どの参考人からも賛意が示されました。

現職議長引責にまで発展をした参議院としては、与野党の別なく、政治倫理を自ら確立をし、国民の政治に対する信頼を回復するよう、正に自浄能力の発揮が求められておりました。にもかかわらず、国会議員の私設秘書だけという小手先の改正にとどめようとの与党の姿勢は極めて残念であります。

小泉総理は、自民党をぶっ壊すどころか、政官業の癒着構造、利益誘導と金権腐敗体質にメスを入れる姿勢も覚悟もないということが国民の共通の認識になってきたではありませんか。

最後に、事件が起こるたびに罰則が強化された新法が制定されたりするのですが、それを乗り越えてまた腐敗が生じるイタチごっこに国民はもうあきれ返っています。

近い将来、再びあつせん利得処罰法の改正問題が論議されるようなことにならないことが大事であり、その意味では野党の案がこの国民の期待にこたえる道だろうと思います。抜け道だらけの与党案には反対をして、私の討論を終わります。

○委員長(省掛哲男君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一六号)に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(省掛哲男君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。(拍手)

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(省掛哲男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

平成十四年七月二十四日印刷

平成十四年七月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

B